

# 提 案 理 由

第 8 回 （定例会）

筑 後 市 議 会

令和 6 年 9 月 6 日

本日ここに、第8回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、ただいま上程されました議案第56号から議案第77号まで及び報告第5号から報告第12号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号 筑後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の基準の改正に伴い、満3歳以上の児童に係る保育士等の配置基準を改正するものであります。

議案第57号 筑後市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、引用している児童扶養手当法施行令の条項の繰上げに伴い、改正するものであります。

議案第58号 筑後市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、現行の被保険者証が本年12月2日に廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定を廃止するものであります。

議案第59号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、議案第58号と同様の理由により、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第60号 令和6年度筑後市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算は、6億8,445万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を240億8,191万1千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第2款 総務費の地方創生に要する経費は、マイホーム取得支援奨励金及び地方創生移住支援金の申請及び相談件数が、当初予算の想定件数を上回っていることを受け、不足が見込まれる補助金を増額するものであります。

庁舎建設基金費は、令和5年度一般会計決算の確定を受け、収支剰余の一部を基金に積み立てるものであります。

第3款 民生費の地域生活支援事業に要する経費は、国の通達により課税事業であることが判明した障害者相談支援事業等について、委託先社会福祉法人等が消費税の修正申告を行ったことで発生した延滞税等の費用を補償するものであります。

自立支援給付に要する経費は、障害者総合支援法の改正による就学前児童のサービス認定手続の簡素化等に伴い、障害者自立支援総合システムの改修委託料を計上するものであります。

介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金は、令和5年度決算の確定に伴い、減額を行うものであります。

生活保護事務に要する経費は、生活保護法等の改正による進学・就職準備給付金及び就労準備給付金の支給内容の見直しに伴い、生活保護システムの改修委託料を計上するものであります。

第4款 衛生費の予防接種に要する経費は、令和6年10月から新型コロナワクチン定期接種を開始するにあたり、国が示したワクチン単価を踏まえ、医療機関への予防接種委託料を増額するものであります。

第10款 教育費、小中学校費の学校管理に要する経費は、令和6年5月に受領した寄附金を活用し、学校図書 の備品購入費を計上するものであります。

以上の経費の財源として、国・県支出金、寄附金、繰越金を充てております。

繰越明許費補正は、当初予算で計上していたダンプトラックの購入について、年度内の納車が難しいため、翌年度に繰り越

すものであります。

債務負担行為補正は、令和7年度からの受託事業者を選定する必要がある、がん検診等（集団検診）委託料であります。

議案第61号 令和6年度筑後市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

債務負担行為補正は、令和7年度からの受託事業者を選定する必要がある、特定健診等（集団健診）委託料であります。

議案第62号 令和6年度筑後市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、6,250万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を46億2,290万2千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第5款 基金積立金の介護給付費中期財政調整基金積立金は、令和5年度決算に伴う剰余金を基金に積み立てるものであります。

第7款 諸支出金の国県支出金等返還金は、令和5年度介護給付費などの確定に伴う国及び県負担金返還のため、増額するものであります。

以上の経費の主な財源として、繰越金を充てております。

債務負担行為補正は、令和7年度からの受託事業者を選定する必要がある、高齢者等給食サービス事業委託料であります。

議案第63号 令和5年度筑後市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第70号 令和5年度筑後市地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見及び同条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類を付して認定をお願いするものであります。

議案第71号 令和5年度筑後市水道事業会計剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和5年度末未処分利益剰余金を処分するもので、減債

積立金 3, 695 万 1, 294 円、建設改良積立金 6, 678 万 7, 413 円とするものであります。

また、同会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

議案第 72 号 令和 5 年度筑後市下水道事業会計剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度末未処分利益剰余金を処分するもので、資本的収支不足額の補填財源 1 億 1, 528 万 2, 057 円、減債積立金 6, 546 万 8, 487 円とするものであります。

また、同会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

議案第 73 号及び議案第 74 号 工事請負契約の締結につきましては、「筑後市再編新設小学校プール新築工事（建築工事）」及び「筑後市水田小学校校舎等解体工事」において、条件付一般競争入札により、それぞれについて契約の相手方を決定しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 75 号 市道路線の廃止及び認定につきましては、JR 羽犬塚駅周辺地区都市再生整備計画に基づき、整備事業を実施するにあたり、起終点の変更が必要となったため、現路線を廃止し、新規路線として認定するもののほか、1 路線を廃止し、2 路線を新規認定するものであります。

議案第 76 号及び議案第 77 号 指定管理者の指定につきましては、「筑後市県営筑後広域公園内休憩施設及び筑後市県営筑後広域公園売店」並びに「筑後市観光交流施設」の指定管理者の指定期間満了に伴うもので、それぞれについて令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間の指定管理者の

候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

報告第5号 令和5年度筑後市国民健康保険高額療養資金貸付基金の運用状況について、及び報告第6号 令和5年度筑後市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金の運用状況につきましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第7号 令和5年度健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第8号 令和5年度資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第9号 筑後市土地開発公社の経営状況について、報告第10号 筑後市文化振興公社の経営状況について、及び報告第11号 地方独立行政法人筑後市立病院の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和5年度の経営状況を報告するものであります。

報告第12号 地方独立行政法人筑後市立病院の業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき、令和5年度の評価結果を報告するものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。